## 〇総務省令第八十一号

第二 電 百 波 兀 法 + 昭 五 号) 和 第 + + 五 条 年 法 第 律第 項  $\mathcal{O}$ 百三十一 規 定 に 号) 基づ き、 第 百二条 電 波 0 法 + 施 行 兀 の 二 規 則 及  $\mathcal{O}$ び \_\_ 電 部 を改 波 法 施 正 す 行 る 令 省 平 令 . 成 を 十三 次  $\mathcal{O}$ ょ 年 う 政 に 令

令和五年十二月四日

定

 $\Diamond$ 

る。

総務大臣 鈴木 淳司

電波法施行規則の一部を改正する省令

電 波 法 施 行 規 則 昭 和 + 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 兀 号)  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を付 L た 部 分をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ よう ĺZ 改  $\otimes$ る。

改正後	改正前
(情報通信の技術を利用する方法)	(情報通信の技術を利用する方法)
る。 第五十一条の四の二 法第百二条の十四の二の総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とす	第五十一条の四の二 法第百二条の十四の二の総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とす
[一略]	[一 同上]
二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)により一定の事項を確実に記録し	二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に
ておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを	記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録した
交付する方法	ものを交付する方法
[2 略]	[2 同上]
(平成十三年政令第二百四十五号) 第十条第一項の規定によ	第五十一条の四の三 電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)第九条第一項の規定によ
[一・二 略] 「一・二 略]	[一・二] 同上] り示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附

則

この省令は、公布の日から施行する。